

中国によるフェンタニル関連品目の輸出規制の強化等について

- －米国、メキシコ及びカナダ向けの輸出規制対象に2種類を追加
- －フェンタニル系物質犯罪事件の立件及び起訴基準に関する規定を公表（最高人民検察院・公安部）
- －麻薬製造に使用されるリスクのあるメデトミジン及び酒石酸の違法流出防止のための警告を公表（国家禁毒委員会弁公室）

2026年10月6日
CISTEC事務局

9月22日、中国商務部等5部門は、米国、メキシコ及びカナダを仕向地とする麻薬原料等の輸出について、特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づき、新たに1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル、1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸エチルエステル等の2種類を輸出規制の対象とする旨を発表¹し（2026年9月22日施行）、翌23日には、最高人民検察院・公安部は、フェンタニル関連物質の犯罪事件の立件及び起訴基準に関する規定²を公表した（2026年9月23日施行）。

同22日、国家禁毒委員会弁公室は、麻薬製造に使用されるリスクのあるメデトミジン及び酒石酸の違法流出防止のための警告³を公表している。

1. 背景

フェンタニル関連物質の米国への流入問題については、昨年の米中貿易協議において、フェンタニルの製造に用いられる前駆物質の米国流入を防止することが合意⁴され、中国は、米国、メキシコ及びカナダ向けを対象としてフェンタニル関連の輸出規制等を公表⁵していた。その後、

¹ 「商務部等5部門关于调整《向特定国家（地区）出口易制毒化学品管理目录》的公告」（中華人民共和国商務部サイト政策発布 2026年9月22日）**別添**※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2026/art_d85b79383ebf4a33b401680a4ba29761.html

² 「最高人民検察院、公安部关于芬太尼类物质犯罪案件立案追诉标准的规定」（中華人民共和国公安部サイト政策文書 2026年9月23日）<https://www.mps.gov.cn/n6557558/c10617246/content.html>

³ 「国家禁毒委员会办公室发布警示通告 防范美托咪定和酒石酸流失用于制毒风险」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局 2026年9月22日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2026/art_53fb8a52a93d4d7db416ad3646f19bbf.html

⁴ （CISTEC 仮訳）ファクトシート：ドナルド・J・トランプ大統領、中国との経済・貿易関係に関する合意を締結（米国、中国関係部分を抜粋）（CISTEC サイト 2025年11月5日）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251105.pdf#page=2

⁵ （CISTEC 仮訳）《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》《特定国家（地区）目録》の調整に関する商務部等5部門の公告（CISTEC サイト 2025年11月11日）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250305.pdf#page=19

本年 5 月にも 3 種類が追加⁶され、今回で 3 回目の品目の追加となる。

昨年 12 月には、公安部の特別業務計画に基づき、湖北省においてフェンタニル前駆体等の化学品に関連する違法・犯罪行為に対して特別取締りを集中的に実施しており⁷、米国麻薬取締当局（DEA）からの情報提供に基づくものも含め、フェンタニル前駆体化学品に関連する処理事件を発表するなどフェンタニル対策を強化していた。

今般の措置は 24 日に開催された米中首脳会談の直前に発表されたものであり、同会談における米国のファクトシート⁸においても、その点が触れられている⁹。

また、9 月 22 日、国家禁毒委員会弁公室が発表した、麻薬製造に使用されるリスクのあるメデトミジン及び酒石酸の違法流出防止のための警告については、昨年 11 月に発表された「麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品及び設備の流出防止に関する国家禁毒委員会弁公室の通告」に関する具体的な措置である（本年 5 月の際にも、フェンタニル関連の措置と同時に同通告による類似の措置¹⁰を発表）。

2. 今般の措置の概要

① 米国、メキシコ及びカナダを仕向地とする麻薬原料等の輸出規制について

今回の措置において、以下の 2 種類の化学品が特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づく「特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録¹¹」付属文書 1 の第

⁶ （CISTEC 解説）中国によるフェンタニル関連品目の輸出規制の強化等について（CISTEC サイト 2026 年 5 月 26 日）https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260526.pdf

⁷ 湖北省、フェンタニル前駆体などの化学品に関連する違法・犯罪に対する特別取締りを実施（湖北省人民政府サイト）https://www.hubei.gov.cn/hbfb/bmdt/202603/t20260320_5895953.shtml

⁸ （CISTEC 仮訳）ファクトシート：ドナルド・J・トランプ大統領、歴史的な国賓訪問を通じて、中国との公正かつ互恵的な関係の構築を推進（CISTEC サイト 2026 年 9 月 28 日）
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260928.pdf#page=3

⁹ ファクトシートにおいては、フェンタニルとは別に、致死性薬物の一種である「オルフィン」を規制対象にしたことを歓迎。9 月 23 日、中国の公安部、国家衛生健康委員会及び国家薬品监督管理局は、麻薬及び向精神薬管理条例等に基づき、オルフィン類物質を「非医薬用麻薬及び向精神薬目録」に追加（2026 年 10 月 1 日施行）を発表。<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/ypggtg/ypqtggtg/20260923160938138.html>

¹⁰ 前掲「（CISTEC 解説）中国によるフェンタニル関連品目の輸出規制の強化等について」（CISTEC サイト 2026 年 5 月 26 日）

¹¹ 同目録の内容は、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等に基づく、（両用品目・技術輸出入許可証管理リストのうち）両用品目・技術輸出許可証管理リスト中の「三、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（二）」に掲載されており、これらの品目を米国、メキシコ及びカナダに輸出する場合、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等に基づき、輸出許可申請が必要となる。本リストは通常 12 月末に改正され、昨年 11 月に発表された、米国、メキシコ及びカナダ向けのフェンタニル関連の 13 種類の化学品の輸出規制の内容も同年 12 月末の改正において反映されている。

（CISTEC 解説）中国による両用品目・技術輸出入許可証管理リスト（2026 年度版）の発表（CISTEC サイト 2026 年 1 月 8 日）https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260108.pdf

一部分（16 品目→18 品目に増加）に追加された（詳細は、別添を参照）。これらの品目を中国から米国、メキシコ及びカナダに輸出する場合には、許可申請をしなければならない。

その他、同部分について既存物質の番号の入れ替え（2026 年 5 月版¹²の 5 及び 6 が 15 及び 16 に移動（青字））、同文書の第二部分の HS コードが一部変更されている（別添第二部分中、新規追加が赤字・削除が青字取消し線）。

1. 1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル
2. 1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸エチルエステル

② フェンタニル系物質犯罪事件の立件及び起訴基準に関する規定

9 月 23 日、最高人民検察院及び公安部は、各省、自治区、直轄市の人民検察院、公安庁等に対し、「フェンタニル系物質犯罪事件の立件及び起訴基準に関する規定」の公布に関する通知を公表した。

同規定においては、フェンタニル系物質は人に依存症を引き起こす、国家が規制する麻薬に属し、フェンタニルやレミフェンタニル等の医薬用とそれ以外の非医薬用が含まれ（第 1 条）、これらの密輸、販売、輸送、製造を行い、刑法第 347 条の規定に該当する場合、その数量の多寡にかかわらず「麻薬の密輸・販売・輸送・製造罪」として立件、起訴する（第 2 条）とされている。

その他、不法所持罪（第 3 条）、不法提供罪（第 4 条）、麻薬関連犯罪による不正取得の隠匿、移転、他人への使用誘引、教唆、使用強要等の事件に関する関連規定の適用（第 5 条）、関連団体の犯罪への適用（第 6 条）が規定されている。

③ メデトミジン及び酒石酸が違法ルートに流入し、麻薬製造に利用されることを防止するための警告

昨年 11 月に発表した、「麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品及び設備の流出防止に関する国家禁毒委員会弁公室の通告」に連動して、関連企業及び個人に対して、メデトミジン及び酒石酸の CAS 番号及び税関商品番号を明確化し、昨年 11 月の通告を含む 2019 年以降に公布した警告を遵守するよう注意喚起している。

3. 両用品目・技術輸出許可証管理リストとの関係

特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づく措置内容については、「両用品目・技術輸出許可証管理リスト」の「三、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（二）」に掲載されており（上記 2.注釈 11）、今般の 2 種類の物質（上記 2.①）についても、次回リスト改正（通

¹² 前掲「(CISTEC 解説) 中国によるフェンタニル関連品目の輸出規制の強化等について」(CISTEC サイト 2026 年 5 月 26 日)

常 12 月末) により、反映されるものと思われる。

さらに、「メデトミジン及び酒石酸が違法ルートに流入し、麻薬製造に利用されることを防止するための警告」における酒石酸（上記 2.③）については、同リストの「三、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（三）」に掲載されており、「麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品及び設備の流出防止に関する国家禁毒委員会弁公室の通告」において取引先の厳格な審査等が求められていることを踏まえれば、今後の動向次第では 特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づき管理対象品目に指定される可能性も考えられる。

以上

《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》の調整に関する商務部等 5 部門の公告¹³

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 40 号

【発布期日】 2026 年 9 月 22 日

易制毒化学品（precursor chemicals¹⁴）¹⁵の輸出管理業務をより一層しっかり行うため、《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定》¹⁶に基づいて、商務部・公安部・応急管理部・海関（税関）総署および国家薬品监督管理局は《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》に対して調整を行い、新たに 1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル、1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸エチルエステル等 2 品種を付属文書 1 の第一部分に追加する。

いまここに調整後の《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》および《特定国家（地域）目録》を今ここに公布する。本公告公布の日より、米国・メキシコ・カナダ向けに付属文書 1 第一部分に掲げる化学品を輸出する場合、ミャンマー、ラオス、アフガニスタンに付属文書 1 第二部分に掲げる化学品を輸出する場合、《特定国家（地域）向け制毒化学品輸出暫行管理規定》に基づいて許可を申請しなければならず、その他の国家（地域）向けの輸出には許可を申請する必要はない。

¹³ 「商务部等 5 部门关于调整《向特定国家（地区）出口易制毒化学品管理目录》的公告」（中華人民共和國商務部サイト政策発布 2026 年 9 月 22 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2026/art_d85b79383ebf4a33b401680a4ba29761.html

¹⁴ （訳者注）「什么是易制毒化学品？跟着警察叔叔一起来认识」（微信・港口警方 2024 年 4 月 26 日）

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzI2MzczODgzNA==&mid=2247533420&idx=1&sn=f075684995f4cb62cf3b1737278d1848&poc_token=HMK6EmmjuMEml_R0ADXli3E_gI4vKQazSFZyxUgQ

¹⁵ 「易制毒化学品（precursor chemicals）」について、《易制毒化学品管理条例》（2018 年 9 月 18 日第三次修訂）第三条第二項に「易制毒化学品は三種類に分けられる。第一類は麻薬を製造するのに使用できる主要原料、第二類、第三類は麻薬製造に使用することのできる化学添加剤を指す」とある。参考「易制毒化学品管理条例」（中国政府網・國務院公報増刊 2019 年 1 月）https://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5468883.htm

¹⁶ （訳者注）現行の《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定》は 2015 年 10 月 28 日付の修訂版とみられる。参考「向特定国家（地区）出口易制毒化学品暂行管理规定」（中国政府網・商務部規章）https://www.gov.cn/zhengce/2005-08/11/content_5712478.htm；「商务部令 2015 年第 2 号 关于修改部分规章和规范性文件的决定」（中華人民共和國商務部サイト政府信息公開 2015 年 10 月 28 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zfxxgk/gkml/art/2021/art_f8c714c7bd594e1e828933b6b48d6e8d.html

付属文書：1. 特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録.pdf
2. 特定国家（地域）目録.pdf

商務部
公安部
応急管理部
海関総署
国家薬品监督管理局
2026 年 9 月 22 日

付属文書 1

第一部分
特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録
(アメリカ・メキシコ・カナダ)

番号	商品名	海関商品番号 (HS コード)
1	1-エトキシカルボニル-4-ピペリドン	2933399075
2	1-カルボベンゾキシ-4-ピペリドン	2933399075
3	1,4-ジオキサ-8-アザスピロ[4.5]デカン塩酸塩	2934999015
4	1-アセチル-4-ピペリドン	2933399075
5	1-tert-ブトキシカルボニル-4-(4-フルオロフェニルアミノ)ピリジン	2933399076
6	1-tert-ブトキシカルボニル-4-(3-フルオロフェニルアミノ)ピペリジン	2933399076
7	1-tert-ブトキシカルボニル-4-(2-クロロフェニルアミノ)ピペリジン	2933399076
8	4-(4-フルオロフェニル)ピペリジン	2933399077
9	1-エトキシカルボニル-4-(N-フェニルアミノ)ピペリジン	2933399077
10	1-エトキシカルボニル-4-(4-フルオロフェニルアミノ)ピペリジン	2933399077
11	N-tert-ブトキシカルボニル-4-ヒドロキシピリジン	2933399077

12	4-(N-フェニルアミノ)ピペリジンのアミド類誘導体、カルバメート類誘導体、ハロゲン化誘導体または以上の誘導方式を組み合わせた誘導体	2933399078
13	4-ピペリドンのケタール類誘導体、アミド類誘導体、カルバメート類誘導体または以上の誘導方式を組み合わせた誘導体	2933399078
14	4-ヒドロキシピペリジンおよびそのカルバメート誘導体、アミド誘導体、スルホン酸誘導体、またはこれらを組み合わせて得られる誘導体	2933399079
15	1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル	2933399079
16	1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸エチルエステル	2933399079
17	1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル	2933399075
18	1-フェネチル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸エチルエステル	2933399075

付注：

1. 上記 18 項に列挙した物質が含まれる可能性のある塩類も、規制対象に含まれる。
2. 以上の化学品は商品名に準じるものとし、海関商品番号（HS コード）はただ通関申告の参考までに供するものである。

第二部分

特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録

（ミャンマー・ラオス・アフガニスタン）

番号	商品名	海関商品番号（HS コード）
1	塩化アンモニウム	2827101000 2827109000
2	硫酸バリウム	2833270000
3	塩化パラジウム	2843900010
4	酢酸ナトリウム	2915291000
5	エタノール	2207100000 2207200010 2207200090 2208909001

6	水酸化ナトリウム	2815110000 2815120000
7	炭酸ナトリウム（炭酸ソーダ）	2836200000
8	炭酸水素ナトリウム（重曹）	2836300000
9	活性炭	3802101000 3802109000
10	酢酸	2915211100 2915211900 2915219010 2915219020 2915219030 2915219090
11	酢酸エチル	2915310000
12	イソプロピルアルコール	2905122000
13	ヨウ素	2801200000
14	ヨウ化水素酸	2811199010
15	赤燐	2804709010
16	トリクロロアセトアルデヒド	2913000010
17	ジヒドロサフロール	2932999080
18	臭化水素酸	2811199030
19	ベンゼン	2902200000
20	プロピオニルクロリド	2915900016
21	ジベンゾイル酒石酸	2918130010
22	水素化ホウ素カリウム	2850009020
23	メチルアミン	2921110040
24	シクロペンテン	2902199013
25	2-クロロベンゾイルクロリド	2916399021
26	ジクロロメタン	2903120000 2903120001 2903120090
27	ジクロルエタン	2903150000 2903199010
28	オキシドール	2847000000
29	臭化ナトリウム	2827510010
30	2-クロロベンゾニトリル	2926909083
31	クロロシクロペンタン	2903890041

32	安息香酸エチル	2916310010
33	シクロヘキサン	2902110000
34	三塩化アルミニウム	2827320000
35	キシレン	2902410000 2902420000 2902430000 2902440000
36	水素化ホウ素ナトリウム	2850009020
37	酒石酸	2918120000
38	ブロモシクロペンタン	2903890041
39	マグネシウム（そのうち軍民両用品目に属する場合、輸出規制管理に組み込む）	8104110000 8104300010 8104300090 8104901010
40	ブロモ-o-ケトン（1-ブロモシクロペンチル-o-クロロフェニルケトン）	2914790018
41	塩化チオニル（亜硫酸酸塩化物）	2812170000

付注：以上の化学品は商品名に準じるものとし、海関商品番号（HS コード）はただ通関申告の参考までに供するものである。

付属文書 2

特定国家（地域）目録

1. ミャンマー
2. ラオス
3. アフガニスタン
4. アメリカ
5. メキシコ
6. カナダ